

News
Letter

RIBLS

Rikkyo Institute for Business Law Studies

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

2007年1月31日(水)と3月9日(金)に、第15回と第16回の法務研究科特別セミナーが開催されました。これらのセミナーは、文部科学省の2004年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として採択された立教大学大学院法務研究科の教育取組「原訴訟資料オンライン共有システムの構築」の最終年度を締めくくるシンポジウムとして、立教大学ビジネスロー研究所、立教大学法曹実務研究所、立教大学大学院法務研究科の共同により開催されたものでもありました。

第15回 法務研究科特別セミナー

法科大学院における民事系法曹実務教育 ～原訴訟資料を利用した教材・模擬裁判・リーガルクリニック～

■パネリスト 川添 利賢 (法務研究科教授)
木澤 克之 (法務研究科特任教授)
西川 佳代 (國學院大學法科大学院教授)

■日時 2007年1月31日(水) 18:00~20:30
■会場 7号館 7101教室



理論と実務の架橋という法科大学院の目的の一つを強化するため、関係者の同意を得ることができた教育的効果が高い民事事件の原訴訟資料を、守秘義務や当事者のプライバシーの観点から加工した上でデジタルデータ化し、カリキュラムに対応させる形で整理・分類し、データベース・ソフトに載せ、それを、教員等にアクセスが許されたインターネット上で共有する形で活用する。これが、「原訴訟資料オンライン共有システム」と呼ばれる教材あるいはデータベースであり、2004年度から2006年度までの三年間にかけて、立教大学大学院法務研究科ではその構築が行なわれてきた。

本セミナーでは、立教大学大学院法務研究科の教員、及び、立教大学で作成した教材を授業で試験的に利用していた他の法科大学院の教員により、原訴訟資料を教材と

して法科大学院の授業で利用することの効果と限界につき討論がなされた。その上で、その限界を克服し、法科大学院の教育にさらに実務的な視点を盛り込むために必要な取組として、リーガルクリニック、エクスターーンシップ、模擬裁判といった手法の詳細が紹介され、その内容の法科大学院間での比較検討を通じて、そうした手法のさらなる可能性につき議論が積み重ねられた。

まず、原訴訟資料を法科大学院の授業の中で教材として用いるという点については、大量の書面を通じて訴訟手続が進行し判決にまで至る過程が可視化されることが、実務法曹の養成を目指す法科大学院の教育においては非常に大きな効果を發揮する。この点にはパネリスト間に異論は全く無かった。

原訴訟資料を基にした教材が存在することで、学生自身に訴状や答弁書を書かせるといった試み、訴状や答弁書が現実にそのような形になった理由を学生自身に考えさせるといった試み、さらには、その背景にある事件の真の問題の所在を考えさせるといった試みなど、様々な教育上の可能性が広がる。また、その存在は、理論が実務にどのように反映され、どのように変容されているかについての学生の理解を高めるだけではなく、理論にどのような限界があり、また、理論のどの部分に誤解が生じやすいかについて、学生に理解させるという点においても大きな効果を發揮する。

しかし、書面をベースにしている限りにおいては、現実に実務で行なわれている全てを動態的に把握することには限界がある。そのような視点から、リーガルクリニック、エクスターインシップ、模擬裁判といった手法と原訴訟資料教材を有機的に組み合わせていくことが重要であり、その手法の開発が、今後の法科大学院における実務系科目教育としては鍵となるであろうことにも意見の一致があった。

こうした観点から、議論は、リーガルクリニック、エクスターインシップ、模擬裁判のあるべき姿という点に移行し、キャンパス内に公設法律事務所を抱える國學院大學法科大学院との比較において、立教大学のリーガルクリニックの限界についての

指摘もなされた。すなわち、法曹実務研究所をベースとして行なわれている本学のリーガルクリニックは一般に対する無料の法律相談が中心であり、相談者が持ち込む事案の法的な分析に終止している。しかし、重要なのは相談者の求めるところをいかに訴訟手続に乗せていくかを検討する部分こそが実務教育としては重要であるとの指摘である。もっとも、こうした指摘に対しては、そうした活動を積極的に行なった者をきちんと評価できるものとして新司法試験が機能するか否かにつき現段階では不確定要素が大きく、現時点では短期間の模擬裁判やエクスターインシップによるフォローで止めることができ策ではないかといった現実的な意見、さらには、短時間での法律相談と長期間に渡る訴訟手続の遂行への関与にはそれぞれに異なる教育的な意義があるのでないかといった意見も寄せられた。

パネルディスカッション後のフロアとの質疑応答においては、法務研究科の院生から、法務研究科におけるリーガルクリニックやエクスターインシップに対して様々に意見が寄せられた。

しかし、机の上の法理論の学習のみならず実務的な感覚を磨くことの重要性を本セミナーを通じて再認識したという点につき、どの質問者も等しく言及していたことは、非常に印象的であった。

第16回法務研究科特別セミナー

市民の中の法曹 ～公設法律事務所と法テラス～

■パネリスト 上條 弘次（弁護士・東京パブリック法律事務所）
谷口 太規（弁護士・法テラス埼玉法律事務所）
南川 学（弁護士・法テラス松本法律事務所）

■日時 2007年1月31日（水）18:00～20:30

■会場 7号館 7101教室



本セミナーでは、公設法律事務所や法テラスに勤務する弁護士をパネリストに招き、書面をベースとした教材だけでは理解が困難な実務的な視点につき論じていただき、それらを法科大学院教育に盛り込むための新たな展望につき議論が行なわれた。

セミナーの前半においては、公設法律事務所や法テラスの位置付け、そこにおける日常の業務の内容、そして、そうした日常の中で得体するしかない（教科書には書かれていない）実務法曹としての経験につき、各パネリストにより報告がなされた。そこにおいては、同時に、地方のみならず都市部に



おいても法的なサービスから疎外された人々がいかに多いかについても顕わにされ、公設法律事務所や法テラスが有する意義の大きさ、さらには、法科大学院制度を通じた法曹人口の拡大の必要性につき、具体的なエピソードを交えながら、明らかにされていった。

セミナーの後半におけるパネルディスカッションでは、第一に、弁護士の公益的活動の意義とあり方について議論がなされた。ここにおいて、一見すると反対の余地がないかにみえる公設法律事務所や法テラスの存在に対し、弁護士会の一部から批判の声もあるとの指摘があり、フロアの興味を大いに集めた。すなわち、弁護士の独立という観点、さらには、民業圧迫という観点からの批判であるが、パネルでの議論においては、そうした批判が本当に正当化できるものなのかについては否定的な見解が支配した（そうした議論の中で、どの地域に法テラス法律事務所が設置されたかについては、その地方の弁護士会の反対の有無が影響していることも明らかになった）。

第二に、公設法律事務所と法テラスの関係についても議論がなされた。ここにおいて、国家プロジェクトとして法テラスが実現した現在において、弁護士会による公設法律事務所の存在意義が今後もあり得るのかにつき、問題が提起された。これに対しては、国費を用いて運営される法テラスには機動性という観点からの限界があり、その点で弁護士会による公設法律事務所の優位性があるとの指摘があった。また、両者が競争することにも意義があり、そのことでさらに潜在的な顧客が掘り起こしていく面についても言及がなされた。

第三に、法科大学院の修了生がますます増加し、法曹人口が増大する今後において、新人弁護士の法律事務所への就職がさらに困難になることが予想される。そうした時代において、次善の就職先として公設法律事務所や法テラスを捉えるサラリーマン的な弁護士の登場の懸念についても議論がなされた。その中では、パネリストの側から、そうした意識を有する方ならむしろ就職を遠慮願いたい旨の厳しいコメントも、フロアの多くを占める法務研究科院生に対して寄せられた。

その後のフロアとの質疑応答では、第一に、在留外国人の法的な環境やその保護のあり方についての質問がなされた。これに対する応答の中では、言語の問題もさることながら、日本人に比べて極めて劣悪な環境に置かれている外国人の立場を、どこまで自分の問題として引き寄せて考えられるか。その感覚の重要性が強調された。

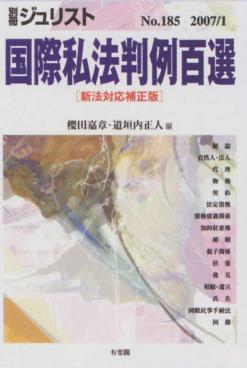
第二には、任期が決まっている法テラス法律事務所に就職した場合、任期終了後の身の振りに不安はないのかという現実的な質問がなされた。この質問を皮切りに、弁護士任官、官庁での公務員としての就職、さらには、海外の途上国での法整備支援活動と、弁護士の新たな活動領域の可能性につき議論が拡大した。ただ、この質問に対する直接の答えとしては、一笑に付するというものであったように思われる。すなわち、パネリストを務めた三名の弁護士はどの方も、そのような目先の不安よりも、将来のさらなる可能性に目を向けるタイプの方々であった。

その上で、フロアの法務研究科院生からの第三の質問、すなわち、優れた実務法曹を目指すためにこれからどのように勉強すればよいのか、アドバイスが求められたことに対して、法律の知識の獲得もさることながら、人間的な感受性、コミュニケーション能力、イマジネーションの力の重要性が強調されたことは、非常に印象的であった。

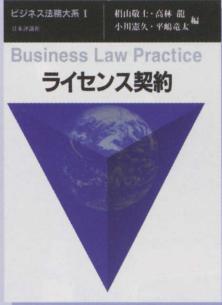
最後に、法テラスの制度をより良く改善していくために現場の弁護士がどのように関与できているのかという鋭い質問が寄せられた。これに対しては、（国費により運営されているため）制度的に様々な縛りがある点が具体的に指摘され、そのことにより機動性が失われないように改善提案を日々している旨の回答がなされた。議論はさらに、国と現場の弁護士との間における法テラスのガバナンスの主導権を巡る問題に拡げ、深いレベルでの公設法律事務所・法テラスの理解が可能になったように思われる。

締めくくりとして、パネリストを務めた各弁護士から、先輩として、法務研究科院生に熱いメッセージが贈られた。それらは、参加した院生各位の実務法曹になるための今後の勉強のモチベーションを大いに高めてくれたものと思われる。

所員新刊紹介



櫻田嘉章・道垣内正人編
(松井秀征・早川吉尚 他執筆)
「別冊ジュリスト
国際司法判例百選」
(2007年1月 有斐閣)



楫山敬士・高林龍
小川憲久・平嶋竜太編
(早川吉尚 他執筆)
「ビジネス法務体系。
ライセンス契約」
(2007年2月 日本評論社)

立教大学ビジネスロー研究所 所員 (ABC順)

所長 角 紀代恵 (法学部教授、民法)
所員 浅妻 章如 (法学部助教授、租税法)
淡路 剛久 (法務研究科教授、民法)
舟田 正之 (法学部教授、経済法)
濱野 亮 (法学部教授、法社会学)
橋本 博之 (法務研究科教授、行政法)
早川 吉尚 (法務研究科・法学部教授、国際私法)
石川 淳 (社会学部助教授、労務管理)
伊沢 和平 (法学部教授、商法)

小林 憲太郎 (法学部助教授、刑法)
松井 秀征 (法務研究科・法学部助教授、商法)
野澤 正充 (法務研究科教授、民法)
奥野 寿 (法学部助教授、労働法)
坂本 雅士 (経済学部助教授、税務会計)
高橋 美加 (法学部助教授、商法)
溜箭 将之 (法学部専任講師、英米法)
東條 吉純 (法学部助教授、国際経済法)
上野 達弘 (法学部助教授、知的財産法)

編 集 後 記

1月31日及び3月9日はどちらも興味深い充実した内容で好評の内に無事終了することができました。お話しいただいたパネリストの先生方及びご来場下さいました皆様には心よりお礼申し上げます。

立教大学ビジネスロー研究所 News Letter RIBLS No.14 2007年3月30日発行

■発行責任者／角紀代恵 ■編集担当者／上野達弘 奥野寿 ■制作・印刷／飛来社